

平成22年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年3月11日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成22年3月11日 午後3時00分
1. 出席議員 14名

1番	真木好朗君	2番	池田文男君
3番	長谷川剛君	4番	石井志郎君
5番	鈴木良次君	6番	三宅良一君
7番	岩崎剛久君	8番	鈴木幹雄君
9番	磯貝清君	10番	鵜田剛君
11番	福原敏夫君	12番	鈴木敏雄君
13番	平野和夫君	14番	武次治幸君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	鈴木洋邦君	副管理者	佐久間清治君
監査委員	平野良一君	会計管理者	榎本憲悟君
事務局長	中野隆夫君	副参事建設 課長事務取扱	久保勝義君
総務課長	刈込幹夫君	管理課長	高橋強君
総務課主幹	三浦史雄君	管理課長補佐	石井益雄君
管理課処理場長	佐久間富夫君	建設課長補佐	川口泰明君
総務課総務係長	前田雅章君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	大野美穂	総務課主任主事	中村光宏
---------	------	---------	------

○

開会及び開議

平成22年3月11日午後3時00分

○議長（鈴木敏雄君） 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員14名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○

諸般の報告

○議長（鈴木敏雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成21年11月分から22年1月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

次に、去る2月4日及び5日に議員の派遣を決定しておりました視察研修会でございますが、君津市議会議員、篠森政則氏のご逝去されたため、諸事情を考慮の上、急遽中止とさせていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○

議事日程の決定

○議長（鈴木敏雄君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

(参 照)

君富下総第626号

平成22年3月11日

君津富津広域下水道組合議会

議 長 鈴 木 敏 雄 様

君津富津広域下水道組合

管理者 鈴 木 洋 邦

議案の送付について

平成22年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について、下記のとおり送付します。

記

- 議案第 1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第 3号 工事委託協定の変更について
議案第 4号 工事委託協定の変更について
議案第 5号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）
議案第 6号 平成22年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について
議案第 7号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計予算

○

管理者あいさつ

○議長（鈴木敏雄君） 日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成22年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、市議会定例会開会中のご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例改正、千葉県市町村総合事務組合の規約の変更、工事委託協定の変更2件、平成21年度の補正予算、平成22年度の関係市負担金の負担方法及び当初予算の7議案でございます。

後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。開会に当たってのあいさつといたします。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木敏雄君） 以上で管理者のあいさつを終わります。

○

日程第1 会期の決定

○議長（鈴木敏雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木敏雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、14番武次治幸君、1番真木好朗君を指名いたします。

○

(提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決)

日程第3 議案第1号から議案第7号

○議長(鈴木敏雄君) 日程第3、議案第1号から議案第7号を一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたします。ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 議案第1号から議案第7号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本議案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の時間外勤務手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、本議案は、平成22年3月31日をもって、組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び当該組規約の一部改正について関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号 工事委託協定の変更についてでございますが、本議案は、平成20年6月27日の本組合議会臨時会で可決いただき、日本下水道事業団と協定を締結しました、君津富津終末処理場の沈砂池施設等更新工事委託につきまして、事業費の精算に伴い、協定額を10億1,900万円から8億8,028万円に減額変更しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第4号も工事委託協定の変更についてございまして、本議案は、平成21年6月26日の本組合議会臨時会で可決いただき、財団法人千葉県下水道公社と協定を締結しました、神明雨水幹線築造事業の建設工事委託につきまして、本年度分の事業費の確定に伴い、協定金額を6億1,940万円から5億8,017万円に減額しようとするもので、議案第3号と同様に、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3億7,661万8,000円を減額し、補正後の予算額を32億2,117万9,000円にしようとするものでございます。補正予算の内容は、事業執行に伴い、終末処理場築造事業及び神明雨水幹線築造事業にかかわる事業費を減額し、その財源を調整するとともに、人件費及び地方債の償還利子を減額しようとするものでございます。また、これとあわせて継続費、繰越明許費及び地方債の補正を行おうとするものでございます。

次に、議案第6号 平成22年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてでございますが、本議案は、議案第7号の平成22年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号は、平成22年度君津富津広域下水道組合会計予算でございます。市民の生活環境の向上を目指し、平成22年度におきましても引き続き処理区域の拡大に向けて、管渠及び終末処理場

の整備等を図るべく予算編成を行い、総額33億3,935万9,000円の予算を計上したところでございます。

以上、議案第1号から議案第7号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、議案第1号並びに議案第5号から議案第7号までにつきましては、事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木敏雄君） 続いて、補足説明を求めます。

事務局長、中野隆夫君。

（事務局長中野隆夫君登壇）

○事務局長（中野隆夫君） それでは、議案第1号並びに議案第5号から議案第7号につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案つりの2ページ、それと議案参考資料の1ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

国におきましては、人事院の勧告を踏まえて昨年11月に一般職の職員の給与に関する法律が改正されまして、本年4月1日から国家公務員の月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合が引き上げられることになり、また千葉県におきましても、人事委員会の勧告を踏まえて同様の措置を講ずべく、関係条例の改正案が本2月定例県議会に提出されております。

これを受けまして、当組合の構成団体でございます君津市におきましても、国・県に準じまして、時間外勤務手当の支給割合を改定すべく、関係条例の改正案が本3月市議会定例会に提出されたところでございます。

本組合の給与関係規程は、君津市にあわせておりますことから、本年4月1日から同様の措置を講ずべく、本条例を改正しようとするものでございます。

条例改正案を新旧対照表により説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の議案参考資料の1ページをご覧いただきたいと思います。左が改正案、右側が現行となります。該当箇所は、改正案の第15条第2項となりますが、これまでの第2項を第3項とし、新たな第2項を加えまして、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を従来の100分の125から100分の150に、加算措置のある午後10時から翌日の午前5時までの深夜勤務につきましては、100分の150から100分の175に引き上げようとするものでございます。なお、第1項の改正は文言の修正、第3項の改正は条項の異動によるものでございます。

次に、議案第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案の別冊になりますが、補正予算書の3ページをご覧いただきたいと思います。

初めに、第2表継続費補正でございますが、平成20年度から平成21年度までの継続費の設定をいたしました君津富津終末処理場流沈砂池設備更新事業につきまして、議案第3号の工事委託協定の變更に伴い、その総額を9億200万円から7億6,328万円に、そして21年度の年割額を4億7,600万円から3億3,728万円に変更するとともに、21年度から22年度までの神明雨水幹線築造事業につきましても、議案第4号の協定變更に伴う関係で、総額を6億1,940万円から5億8,017万円に、そして21年度の年割額を2億5,090万円から2億1,167万円に変更しようとするものでございます。

次に、4ページの第3表繰越明許費でございますが、君津富津公共下水道全体計画及び事業認可変

更業務委託事業が、県の東京湾流域別下水道整備総合計画との調整に不測の日数を要し、本年度内に完了することが困難となりまして、支出が終わらない見込みとなりましたので、地方自治法第213条第1項の規定により、経費を翌年度に繰り越して使用させていただこうとするものでございます。

次に、5ページの第4表地方債補正でございますが、今回の補正は事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借入限度額を7億6,670万円から5億9,050万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出につきまして説明を申し上げます。

歳入から説明申し上げますので、8ページをご覧くださいと思います。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金、1億5,432万円の減額は、終末処理場築造事業の事業費の減額に伴うものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の4,609万8,000円の減額は、財源調整のためのものでございます。

続きまして9ページに移りまして、款7組合債、項1組合債、目1下水道債の1億7,620万円の減額は、終末処理場築造事業及び神明雨水幹線築造事業の事業費の減額に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページからをご覧くださいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の267万6,000円の減額、款3土木費、項1下水道管理費、目1公共下水道維持管理費の559万円の減額、11ページに移りまして、目3処理場維持管理費の966万8,000円の減額と、項2下水道建設費、目1公共下水道新設改良費のうち節2給料から節4共済費までの1,019万3,000円の減額は、平成21年4月1日付の人事異動並びに12月1日実施の給与改定に伴う職員の人件費の減額補正でございます。

また、11ページ下段の目1公共下水道新設改良費の節13委託料の3億4,107万円の減額は、終末処理場築造事業及び神明雨水幹線築造事業の建設工事委託費にかかるものでございまして、委託先の日本下水道事業団及び千葉県下水道公社で実施いたしました入札におきまして、入札差金が生じたこと等によるものでございます。

次に、12ページに移りまして、款4公債費、項1公債費、目2利子の742万1,000円の減額は、20年度借入れの組合債の確定に伴い、その償還利子を補正しようとするものでございます。

以上、歳入歳出、それぞれ3億7,661万8,000円を減額し、補正後の予算総額を32億2,117万9,000円にしようとするものでございます。

なお、13ページからは附属資料の給与費明細書となっておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議案第6号 平成22年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について説明を申し上げますので、議案つづりでございますが、7ページをご覧くださいと思います。

君津富津広域下水道組合を構成する君津市、富津市の負担金の負担割合につきましては、組合同約第14条第2項で定められているところでございますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により関係市に分賦することができることとされているところでございます。

このため、下段にございます1及び2に掲げる経費につきましては、平成22年度におきましても従来どおりの取り扱いとして、1にございますように、終末処理場の維持管理費のうち雨水処理経費については君津市の負担とし、また汚水処理経費につきましては、両市の実績汚水量比により負担する

こととしようとするものでございます。

なお、22年度の実績汚水量比は、君津市が88.4%、富津市が11.6%と見込んでございます。

次に、2にございますように、一般職の職員等の人件費及び定期健康診断に係る経費につきましては、派遣市の負担とし、また議会費や総務費等の一般事務経費につきましては、両市の均等負担にしようとするものでございます。

なお、一般職の職員は、君津市が21名、富津市が9名の計30名を見込んでございます。

続きまして、議案第7号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計予算について説明を申し上げます。

初めに、22年度の主な事業から説明を申し上げますが、別冊22年度予算書の最後のページになります。32ページ及び33ページ、そして議案の参考資料の7ページ及び9ページに事業箇所図もございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

予算書の最後のページ、32ページと33ページ、議案参考資料の7ページと9ページでございます。

予算書32ページから事業一覧を掲げてございますが、22年度におきましては、君津富津終末処理場築造事業のほか、君津地区では法木作・内箕輪、常代、北子安及び人見1丁目地区の污水枝線築造事業のほか、君津污水2号幹線の詳細設計業務、人見第1・第2ポンプ場の改築更新事業等を、また33ページに移りまして、富津地区でございますが、21年度からの継続事業であります神明雨水幹線築造事業や西川雨水幹線護岸改修事業等を実施をするということになってございます。

それでは、予算の内容について説明を申し上げますので、前後してまことに恐縮でございますが、予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。

予算書4ページの第2表継続費をご覧ください。

これは、歳出、款3土木費、項2下水道建設費の人見第1・第2ポンプ場改築更新事業について、22年度から24年度までの継続費を設定しようとするもので、第1ポンプ場は、総額13億5,000万円、第2ポンプ場は、総額9億1,200万円を計上してございます。

次に、5ページの第3表地方債は、先ほど申しあげました公共下水道整備事業のため、7億840万円を借り入れ限度として、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主な内容を説明申し上げますので、8ページからをご覧いただきたいと思います。

初めに、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1の市負担金は12億7,000万円で、内訳は君津市が9億円、富津市が3億7,000万円となり、前年度に対しまして、君津市が1億5,000万円の減額、富津市が7,000万円の減額となります。

次に、目2下水道事業受益者負担金は2,545万4,000円で、節1現年度分については、新たにJR青堀駅裏の第3負担区第三工区分を賦課することになるため増収となります。

次に、目3認可区域外流入負担金617万8,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

9ページに移りまして、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は6億9,593万6,000円で、節1現年度分については、君津地区の宮下地区の処理開始及び富津地区の進出企業の本稼働に伴う増収を見込んでございます。

次に、項2手数料、目1下水道手数料54万9,000円は、工事完了検査や指定工事店申請に係る手数料でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、先ほど説明申し上げました投資的事業に係るもので、4億4,631万円となり、主に終末処理場築造事業費の減額により、前年度に対しまして1億1,192万円の減額となっております。

10ページに移りまして、款4県支出金は予算科目を確保するために計上したものでございます。

次に、款5繰越金は1億8,633万1,000円で、前年度に対しまして8,153万4,000円の増額となります。

次に、款6の諸収入は11ページに移りまして、中段にございますが、合計18万5,000円を計上してございます。

次に、款7組合債は7億840万円で、公共下水道整備事業に係る借入金でございます。

12ページに移ります。

次に、歳出について説明申し上げます。

款1議会費は185万1,000円で、組合議員14名に係る報酬、費用弁償等の運営費を計上しております。なお、視察研修につきましては、近隣の一部事務組合が実施しておりませんので、また視察施設も限定される等の理由から、構成市より隔年で実施するよう指示がございまして、22年度につきましては関係経費を計上してございません。しかし、これにかわるべく、現在、再構築事業を実施中の当組合終末処理場の視察等を計画させていただきたいと考えておるところでございます。

13ページに移りまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1億2,065万9,000円となり、特別職2名分の報酬、事務局長と総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、14ページに移りまされども、節13の電算業務等の委託料、節19の総合事務組合負担金等を計上してございます。

次に、15ページの項2監査委員費、目1監査委員費は35万1,000円となり、監査委員2名分の報酬及び費用弁償等を計上してございます。

16ページに移りまして、款3土木費、項1下水道管理費、目1公共下水道維持管理費は3億908万2,000円で、これは公共下水道維持管理に要する経費でございまして、管理課職員10名分の人件費、節11の管渠、ポンプ場等の修繕料のほか、17ページに移りまして、節13となりますが、おおむね5年おきに実施しております下水道使用料の料体系検討業務、新たに策定いたします公共下水道長寿命化計画の基本調査業務等の委託料や、節15の宮下地区の汚水本管改築工事、久保地区の人孔蓋改修工事、西川雨水幹線護岸改修工事の請負費、節19の水洗便所改造補助金等を計上してございます。

18ページに移りまして、目2都市下水路維持管理費は761万6,000円で、節13の清掃業務委託料等を計上してございます。

次に、目3処理場維持管理費は4億5,143万9,000円となりまして、これは終末処理場の維持管理に要する経費でございますが、処理場職員2名分の人件費、節11の機械・設備等に係る修繕料、光熱水費のほか、19ページに移りまして、節13の処理場維持管理業務、脱水汚泥処分業務等の委託料等を計上してございます。

次に、項2下水道建設費、目1公共下水道新設改良費は13億6,890万6,000円で、これは公共下水道の投資的事業に係る経費となりますけれども、建設課職員10名分の人件費のほか、20ページに移りまして、節13となりますが、終末処理場の水処理施設実施設計業務、管理棟建築・建築設備更新工事、人見第1及び第2ポンプ場の土木建築工事及び機械・電気設備工事、神明雨水幹線築造工事等の委託経費や、節15の君津地区の各汚水枝線築造、富津地区での汚水柵設置に係る工事請負費等を計上してございます。

22ページをご覧いただきたいと思ひます。

次に、款4公債費、項1公債費、目1元金の7億1,926万円は長期債の償還元金でございまして、また、目2利子は長期債の償還利子となりますが、一時借入金の借り入れ最高額を5億円とし、その利子246万6,000円をあわせて計上してございまして。

次に、款5予備費は1,500万円で、前年度と同額を計上してございまして。

以上が歳入歳出予算の概要でありまして、歳入歳出、それぞれ33億3,935万9,000円で、前年度に対し2億4,183万8,000円の減額となりますが、その主な理由は、平成22年度の終末処理場築造事業の内容が設計主体となるためでございまして。

なお、附属資料といたしまして、23ページから29ページまでが給与費の明細書、30ページが継続費の調書、そして31ページは地方債の現在高に関する調書となりますが、22年度末の地方債の現在高見込み額は表の右下にございましてけれども、92億3,154万2,000円となりまして、内訳は君津地区60億1,792万6,000円、富津地区32億1,361万6,000円となります。

以上で議案第1号並びに議案第5号から議案第7号についての補足説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木敏雄君） 以上で補足説明を終わります。

これより議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございましてか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 質疑もないようでございましてので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございましてか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございましてので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木敏雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございましてか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 質疑もないようでございましてので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございましてか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございましてので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木敏雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 工事委託協定の変更について、質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第3号 工事委託協定の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木敏雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 工事委託協定の変更について、質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第4号 工事委託協定の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木敏雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木敏雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成22年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第6号 平成22年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木敏雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計予算について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

2番、池田文男君。

○2番(池田文男君) 若干の素朴な質問がございますので、議長のお許しをいただきまして、ご質問させていただきます。

予算書の32、33ページでございますけれども、本年度の下水道事業一覧表から伺いたいと思います。

君津地区ということで、事業名、番号を1から11までうたっております。また、事業名も右にスライドしてうたっております。左の財源内訳もでございます。そこでお伺いいたします。番号の5、6、7の事業でございますけれども、これは事業費は当然、うたっております。ちょっと私がお質問したいことは、財源の内訳のことでお伺いしたいと思います。

事業名がございますけれども、国庫支出金と県の支出金がございます。また、組合債もございます。一般財源もございます。この中で5、6、7の分といたしまして君津地区でございます。富津地区も4番がありますけれども、私は君津の方をお伺いしたいと思います。

君津の5、6、7の財源の方で組合債が入っていないわけでございますけれども、当然、概要については、委託費もろもろの調査費、物件補償費も入っておりますけれども、それはそれといたしまして、どのような状況においてこの工事にかかわることに起債が入っていないのかお伺いしたいと思います。

○議長(鈴木敏雄君) 総務課長、刈込幹夫君。

○総務課長(刈込幹夫君) ただいまの質問にお答えいたします。

32ページ、こちら君津地区のただいまおっしゃいました3つの事業でございますが、まず、基本的に起債につきましては、公共下水道事業の施設の建設改良に係るものに充当します。したがって、

維持補修的なものにつきましては、そもそも適債事業ではないというようことで、充当はできません。

また、ただいま申し上げました事業の適債性に加えまして、こちら起債を借り入れますと、後年度は償還金という形で、今度は返すことになりまして、財政負担になりますので、ただいま申し上げました適債事業に加えまして、両市との財政協議により後年度の財政見込み、収支見込等も踏まえながら、充当事業を考えさせていただいております。

ただいま申し上げました具体的な事業の方になりますと、例えば、面整備管築造事業につきましては、こちらは供用開始区域の中で今後、土地の利用が細分化されたとか、そのような事態が予想されますので、一応、こちらの方につきましては見込みということで計上してございます。したがって、これは具体的な事業になりましたら、当然ながら適債性がございませば、起債をつけると。今、一例を申し上げましたが、そのような基準、考え方に基つきまして、充当を決めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木敏雄君） 2番、池田文男君。

○2番（池田文男君） 工事と起債との関係、補助金がつくかという理由だと思います。適正なる処理において工事等々を行っていただきたいと思います。

もう一点、伺いたいと思います。その工事にかかわることで、往々にして、ハード面ででしょうか、やっぱり工事というのご承知のとおり、事故等々はつきものでございます。その点においては、工事を受けた方たちの安全管理も必要かと思えます。そうした中で伺いたいと思いますけれども、2項の下水道建設費の中で、22節でございます。ページ数で言いますと、21ページになります。この中で補償費ということで賠償金というのも入っておりますけれども、物件補償費、君津地区1,050万ですかね、富津地区が20万ということでございまして、これは当然、工事を請け負うための業者さんとか、もろもろの公共性のライフラインの中でいろいろな工事をしたときの補償だと思うんですけれども、これはどういう状況の中でこのような予算が組まれたか、その考え方を伺いたいと思います。

○議長（鈴木敏雄君） 副参事建設課長事務取扱、久保勝義君。

○副参事建設課長事務取扱（久保勝義君） 質問にお答えいたします。

22節の補償費でございますけれども、これにつきましては下水道事業、污水管につきましては、すべて自然流下の管を入れていきますので、そういうところに既存の施設、ガスとか占用物件がございまして、ガス、水道、NTTですか、そういう関係がございまして、どうしてもそれを避けられない状態のところは何箇所か出てきます。そういうものについて移設をして污水管を入れると。そういう事業箇所が今回のところでも法木作、常代地先等でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木敏雄君） 2番、池田文男君。

○2番（池田文男君） 後々のフォローを考えた意味だと、公共性の強いお仕事ですから、補償というものは必要かもわかりません。そうした中で当然、工事をやる上において慈善的な意味合いを持って、補償の予算を上げたと思います。例えば、過去の事例で何か補償的なもので予算を計上し、事案を行ったという事例はございますか。ありましたら伺いたいと思います。

○議長（鈴木敏雄君） 副参事建設課長事務取扱、久保勝義君。

○副参事建設課長事務取扱（久保勝義君） お答えいたします。

最近では面整備管、細かい、細い管を入れているものですから、余りそういう問題はないんですけれども、前に君津の方で汚水1号幹線という一番大きな管なんですけれども、そこをやっているときに、10メートルぐらいの地下のところを推進機で押していきますので、大きな立て坑というのをつくるんですけれども、そのときに矢板を打ったり、結構長いものを打ったり、あとは引き抜いたりしますので、その近隣の住宅地が多少、振動とかそういう影響で補償したことがございます。家の中の内装が、壁にクラックが入ったり、あるいは階段部分がちょっと傾いたり、そういうものが何件かございました。それはもう10年以上前の事業になるんですけれども。そういうことはございました。

○議長（鈴木敏雄君） 2番、池田文男君。

○2番（池田文男君） 大変恐縮でございますけれども、そうした中で、工事を受けた方も安心して工事を受けるということにおいては、こういった補償的な要素も必要かもわかりません。

それで、もう一点伺いますけれども、当然、補償と言いますと法的な根拠があるわけなんですけれども、裁判事例になったような議案はございますでしょうか。もし、ありましたら判決まで踏まえて教えてください。

○議長（鈴木敏雄君） 副参事建設課長事務取扱、久保勝義君。

○副参事建設課長事務取扱（久保勝義君） 今まで、昭和48年から下水道事業を進めているわけでございますけれども、そういう中で裁判まで、訴訟を起こしたという例はございません。下水道事業の中で事前と事後に調査を行いますので、そういう中ではっきり、第三者、家屋調査士とか調査専門の方にお願いますので、そういう中で指摘されたことについて家屋補償、補償費を出して、契約をして、予算の中から補償をしている事例はございます。裁判例はございません。

○議長（鈴木敏雄君） 2番、池田文男君。

○2番（池田文男君） わかりました。以上、質問を終わります。

○議長（鈴木敏雄君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第7号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計予算について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木敏雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

○

○議長（鈴木敏雄君） 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決をいただき、まことにありがとうございました。

本年度の事業もほぼ予定どおり進捗し、間もなく新年度事業の実施に移るわけですが、今後とも処理区域の拡大に向けて、努力してまいる所存でございますので、引き続き議員皆様のご指導とお力添えをお願いを申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（鈴木敏雄君） これをもちまして、平成22年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

平成22年3月11日午後3時54分

閉会